

# 富士山静岡空港特定運営事業等実施方針の概要

平成29年4月26日  
静岡県

## 1 目的

- ・訪日外国人を中心とした交流人口を着実に取り込み、**本県経済の発展に繋げるとともに**、県民のための空港としての**利便性と利用者満足度の向上**、一層の業務効率化や収益力向上等による**県民負担の軽減**を図る
- ・指定管理者制度に基づく行政による空港「管理」から、**公共施設等運営権制度に基づく民間による空港「経営」に転換し、民間による一体的かつ機動的な空港経営の実現を目指す**

## 2 事業の概要

### (1) 対象施設

- ・空港基本施設等、空港航空保安施設等、航空機給油施設、旅客ビル施設、貨物ビル施設、駐車場施設等、空港展望施設等、浄化槽施設、航空機騒音測定施設、空港用地※ 等
- ※対象とする事業場所は空港設置管理条例に基づき公示された空港区域

### (2) 事業期間

- ・当初20年間（オプション延長20年以内＋不可抗力等による延長を含め**最長45年間**）

### (3) 事業方式

- ・公募により選定された**民間事業者（優先交渉権者）が富士山静岡空港株式会社の株式を取得**
- ・富士山静岡空港株式会社の**現株主が発行済株式総数の20%を継続保有**し株主として応援
- ・富士山静岡空港株式会社に運営権を設定し、運営権者となった同社と実施契約を締結

### (4) 事業範囲

#### <特定運営事業>

##### ◎空港運営等事業

- 空港基本施設等運営等業務（着陸料設定・収受、空港運用、消防、救難、鳥獣防除、施設維持管理等）
- 空港航空保安施設等運営等業務（飛行場灯火、航空障害灯等の運営・維持管理等）
- 航空機給油施設運営等業務（利用料設定・収受、航空機燃料管理、施設維持管理等）
- 旅客ビル施設運営等業務（施設貸与、サービス提供、施設維持管理等）
- 貨物ビル施設運営等業務（施設貸与、サービス提供、施設維持管理等）
- 駐車場施設等運営等業務（交通誘導、施設維持管理等）
- 空港展望施設等運営等業務（利用料設定・収受、施設貸与、サービス提供、施設維持管理等）
- 浄化槽施設運営等業務（利用料設定・収受、施設維持管理等）
- 空港用地運営等業務（空港用地貸付、空港用地維持管理）

##### ◎環境対策事業

- 航空機騒音測定業務、航空機騒音等相談業務、航空機騒音測定施設維持管理業務等

##### ◎附帯事業

- ハイジャック等防止対策（航空運送事業者等が行う保安対策業務等に係る費用の2分の1負担）
- 協議会への加入（富士山静岡空港利用促進協議会、富士山静岡空港航空貨物利用促進協議会へ加入）
- 運営権者が提案する事業・業務（空港の就航促進・利用促進、地域との連携による事業）

#### <その他義務事業>

- 空港アクセス道路景観形成地維持管理業務

#### <任意事業>

- 特定運営事業の円滑な実施及び空港機能を阻害しない等の範囲で任意で行う事業

### (5) 国、県及び関係団体が実施する事業・業務

- ・飛行場対空援助、気象観測、税関、出入国管理及び検疫に関する業務は国が実施
- ・県は、競争的対話を踏まえて、より効果的な支援策を検討するとともに、**応募者の提案内容に応じて、運営権者と県との役割分担、県の支援策及び関係団体の事業・業務内容を整理**
- ・「航空機騒音対策事業に係る協定書」に基づく環境対策事業や空港周囲部の管理は県が実施

## **(6) 施設の利用に係る料金の収受と費用負担**

- ・運営権者は、富士山静岡空港特定運営事業等(本事業)に係る着陸料その他の利用料金を設定・収受し、自らの収入とすることができる
- ・運営権者は、本事業の実施に要する費用を負担

## **(7) 要求水準**

- ・県は、運営権者によって適切な運営等が実施されること等を目的として要求水準を定める

## **(8) 更新投資等**

- ・空港基本施設等の更新投資（更新及び修繕）費用は、**優先交渉権者の提案額の範囲内（滑走路等は運営権者負担を除いた額、その他は総額の90%）で、県が運営権者との協定に基づき支出**
- ・旅客ビル施設等の更新投資は、運営権者が自らの判断と費用負担で実施

## **(9) 計画及び報告**

- ・運営権者は、事業期間にわたる**全体計画及び単年度計画を県に提出し**、県の承認を得る
- ・運営権者は、単年度計画の実施状況を県に報告

## **(10) 運営権等の対価**

- ・応募者は、**滑走路等の更新投資費用（更新及び修繕）を運営権者の全額負担とする場合に運営権対価の提案が可能**（運営権対価を提案する場合は0円以上）

## **(11) リスク分担の基本的な考え方**

- ・航空需要変動を含む事業リスクは運営権者が負担
- ・不可抗力による損害は**県と運営権者で分担**（運営権者は保険の範囲内で負担）

## **(12) 運営権者の責任の履行確保に関する事項**

- ・運営権者による自己点検のほか、**県によるモニタリング（第三者評価を含む。）を実施し**、要求水準の達成状況等を確認

## **(13) 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続**

- ・運営権者が運営権の譲渡を行う場合は県の事前の許可が必要
- ・運営権者が議決権付株式を株主以外に対し新規発行や譲渡等を行う場合は県の承認が必要

## **(14) 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置**

- ・運営権者は、県事由により義務の履行が不能になった場合等には契約解除が可能
- ・県事由による契約解除の場合、県は、運営権を取り消すとともに、運営権者の損失を補償
- ・県は、運営権者が義務を履行しない場合、是正の勧告・命令を行い、従わない場合には契約解除が可能
- ・運営権者事由による契約解除の場合、県は運営権を取り消し運営権者は県に違約金を支払う
- ・県は、不可抗力により本事業の再開が不可能となった場合には契約解除が可能
- ・契約解除の場合、運営権者は、県又は県が指定する第三者に適切な引継業務を実施

## **3 応募者の参加資格要件**

- 応募者は、単体企業又は複数の企業によって構成されるコンソーシアム
- 第一次審査資料提出以降第二次審査書類提出までの間、一定の条件の下で構成員の変更が可能
- 単体企業、コンソーシアムの代表企業には、商業施設の建設運営等の一定の実績を求める
- 富士山静岡空港株式会社の株主（親会社、子会社及び関連会社を含む。）は参加不可
- 運営権者が航空会社の親会社・子会社・関連会社となってはならない等の一定の制限を設ける

## **4 今後のスケジュール**

- 平成29年度 募集要項等公表（5月頃）→審査委員会による審査→優先交渉権者選定（3月頃）
- 平成30年度 株式譲渡（8月頃）→運営権の設定（10月頃）→実施契約締結（11月頃）→業務引継  
⇒**新たな運営体制への移行（平成31年4月から）**